

(案)

地独評委第 号
平成22年4月1日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）に係る業務方法書、中期計画及び役員報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項、第26条第3項及び第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づき法人が作成する業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づき法人が作成する中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定に基づき法人が定める役員に対する報酬等の支給の基準については、別添のものを適当と認める。

(案)

地独評委第 号の2

平成22年4月1日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院(以下「法人」という。)に係る業務方法書、中期計画及び役員報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第3項、第26条第3項及び第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づき法人が作成する業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づき法人が作成する中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定に基づき法人が定める役員に対する報酬等の支給の基準については、別添のものを適当と認める。

(案)

地独評委第 号の3

平成22年4月1日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）に係る業務方法書、中期計画及び役員報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項、第26条第3項及び第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づき法人が作成する業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づき法人が作成する中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定に基づき法人が定める役員に対する報酬等の支給の基準については、別添のものを適当と認める。

(案)

地独評委第 号の4

平成22年4月1日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に係る業務方法書、中期計画及び役員報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項、第26条第3項及び第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づき法人が作成する業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づき法人が作成する中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第56条第1項において準用する法第48条第2項の規定に基づき法人が定める役員に対する報酬等の支給の基準については、別添のものを適当と認める。